下郷町住宅取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町への移住定住を促進し、地域活性化及び人口減少対策と地方創生の実現を図ることを目的とし、町内に転入し自ら居住する住宅を取得する者に対し、下郷町補助金等の交付等に関する規則(昭和53年下郷町規則第9号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 移住者 町外から町内に移住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。 以下「法」という。)第22条に規定する転入をした者をいう。
 - (2) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
 - (3) 住宅 自己の居住の用に供する家屋で、生活するために必要な居室、台所、便所 及び浴室を備える一戸建てをいう。ただし、併用住宅にあっては、延床面積の2分の 1以上を住宅の用に供しているものをいう。
 - (4) 新築住宅 新たに建築又は購入する住宅であって、人が居住したことのないものをいう。
 - (5) 登録空き家 下郷町空き家・空き地バンク実施要綱(令和2年下郷町告示第4号) 第4条第2項の規定により登録された住宅をいう。
 - (6) 取得 自己の居住用に供するため、町内の新築住宅又は登録空き家を工事請負契 約又は売買契約(以下「契約」という。)により取得し、自己の名義で所有権保存登記 又は所有権移転登記を完了することをいう。
 - (7) 契約日 新築住宅のうち、新たに建築する住宅については工事請負契約締結日、 新築住宅のうち新たに購入する住宅及び登録空き家については当該住宅の売買契約締 結日をいう。
 - (8) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号) 第3条第1項に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。
 - (9) 町税等 本町において課税される地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する 市町村税及び本町へ転入する前の所在地において課税される地方税法に規定する市町 村税(特別区税を含む。)をいう。
 - (10) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 交付申請日において、18歳以下(18歳に達した日以後の最初の4月1日を経過した者を除く。)で就労していない子ども
 - イ 交付申請日において、妊娠中の子(妊娠が母子健康手帳で確認でき、かつ、出生

以降に同居するものに限る。)

- (11) 子育て世帯 交付申請日において、子どもと同居している世帯をいう。
- (12) 町内建設事業者 町内に事業所を有する住宅建設関連事業者で、かつ、建設業法 (昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けた法人又は個人事業者をいう。

(補助対象住宅)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる新築住宅及び登録空き家(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - (1) 契約日が令和3年4月1日以降のものであること。
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること。

(補助対象経費等)

- 第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、住宅の取得に要した経費とし、次の経費を 除いたものとする。
 - (1) 土地取得費
 - (2) 外構工事等に要する経費
 - (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
 - (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費 (補助対象者)
- 第5条 補助金の交付を受けることができる者は、本町に定住する意思を持ち、かつ、補助 対象住宅を取得する者で、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者(以下「補助対象者」 という。)とする。
 - (1) 交付申請日の属する年度の3月31日までに補助対象住宅に自ら居住する移住者であること。
 - (2) 当該補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、所有権保存の登記において、 補助対象者の共有持分が2分の1以上であること。
 - (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から3年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
 - (4) 定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため町内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としない ものとする。
 - (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い補助対象住宅を取得した場合
 - (2) 交付申請日において、本人、同一世帯員及び同居する他の世帯員の全員(以下「同一世帯員等」という。)が納期限の到来している町税等に滞納がある場合

- (3) 同一世帯員等に次に該当する者がいる場合
 - ア この要綱に基づく補助金を交付されたことがある者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団員である者

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、第4条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額と、次の各号に掲 げる額の合計額とを比較していずれか低い額とする。
 - (1) 補助基本額は50万円とする。
 - (2) 次のいずれかに該当する場合は、当該それぞれに定める額を加算する。
 - ア 年齢要件加算 交付申請日において、補助対象者又は補助対象者の配偶者が 40 歳未満の場合は、10万円を加算する。ただし、当該配偶者が補助対象住宅に居住しない場合を除く。
 - イ 世帯加算 交付申請日において、補助対象者に同一世帯員(子どもは除く。)がいる場合は、10万円を加算する。ただし、当該同一世帯員が補助対象住宅に居住しない場合を除く。
 - ウ 子育て世帯加算 補助対象者の同一世帯に属する子ども一人につき 20 万円を加 算する。ただし、60 万円を上限とし、かつ、当該子どもが補助対象住宅に居住しな い場合を除く。
 - エ 地域産業活性化要件加算 補助対象者が町内建設事業者と工事請負契約を締結し、 補助対象住宅を施工した場合は、10万円を加算する。ただし、当該町内建設事業者 が同一世帯員等の営むものであって、かつ、その者が施工した場合を除く。
 - (3) 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱」(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知)に定める要件に該当する場合には、当該事業の補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、下郷町住 宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象住 宅の契約日から1年以内に町長に提出しなければならない。
 - (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - (2) 代表者選任届 (様式第3号) (補助対象住宅が共有名義の場合)
 - (3) 同一世帯員等の住民票の写し
 - (4) 町外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票又は住民票除票等の写し
 - (5) 同一世帯員等の納税証明書

- (6) 案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
- (7) 居住部分の延べ面積が確認できる図面(平面図等)
- (8) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (9) 母子健康手帳の写し(妊娠中であることを理由として子育て世帯加算を申請する場合に限る。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (補助金の交付決定)
- 第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下郷町住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

- 第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに下郷町住宅取得支援事業補助金変更・ 中止承認申請書(様式第5号)に変更に関する関係書類を添付し、町長に提出しなければ ならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請について承認をしたときは下郷町住宅取得支援事業補助 金変更・中止承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。 (実績報告)
- 第10条 規則第13条の規定による実績報告は、下郷町住宅取得支援事業補助金実績報告書 (様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、取得日から3か月以内又は補助金の交付決 定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。
 - (1) 移住後の世帯全員分の住民票の写し(全部記載のもの)
 - (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
 - (3) 補助対象住宅の写真
 - (4) 取得に要した費用が確認できる書類の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第11条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかに報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、下郷町住宅取得支援事業補助 金確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による額の確定の通知を受けた交付決定者は、下郷町住宅取得支援事業 補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消す

ことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付年度の翌年度から起算して3年以内に補助対象住宅から転居したとき。
- (3) その他町長が不適当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、下郷町住宅取得支援 事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。 (補助金の返還)
- 第 14 条 町長は、規則第 17 条の規定により返還を命ずるときは、下郷町住宅取得支援事業補助金返還命令書(様式第 11 号)により、交付決定者に通知するものとする。
- 第15条 この補助金の交付を受けた者は、当該補助事業等に係る収入及び支出等を明らかに した帳簿を備え、かつ、当該補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備 保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌 会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(書類の整備等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。令和5年度以前 の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 2 下郷町住宅取得支援事業補助金交付要綱(令和3年下郷町告示第17号)は廃止する。